第６回　幹事会　議事録

・日　時　２０２６年9月１８日（金）正午～１３時００分

・場　所　Zoom ミーティング

・議長は、開会を宣し、直ちに議事に入った。

【議事の内容】

１　２０２５年度決算・会計監査報告（資料１・２）

西念副幹事長より、９月総会で報告される資料が提出されたことについて共有された。会計監査の足立会員より、特に問題ない旨の連絡があったことが報告された。

２　新入会員の報告

松尾龍先生（７８期、ベリーベスト法律事務所天王寺オフィス）の入会について報告があった。

３　会費免除承認の報告

会費免除承認対象者がいないことについて報告があった。

４　大弁会務報告（中森俊久副会長・資料３）

死刑制度廃止を求める会長声明及び国際刑事裁判所（ＩＣＣ）を支持する会長声明について報告があった。また、特定公益活動、当番・国選弁護制度の維持、会務活動の一部有償化、特別会計の廃止、会財政の健全化、弁護士へのサポート、裁判のＩＴ化への対応等の諸課題について説明があった。

今後の企画として、９月２６日の映画「女性の休日」上映会・トークショー、１０月３日の映画「花束」上映会・トークイベント、１０月７日から１０日までの法の日記念無料法律相談会、１０月２０日午後の大阪弁護士会臨時総会、１１月１４日のおおさか人権フェスタ等が案内された。

【特定公益活動に関する議論】

・　現状の課題として、総合法律相談センターに１回相談に行くだけで、特定公益活動の義務を果たした取扱いをすることは、不平等であり、公益活動としての実態にそぐわないとの観点、及び当番・国選弁護士の登録増を促す観点から、特定公益活動の基準の厳格化を検討している旨の説明があった。
・　そもそも何を公益活動とするかを弁護士会が定義し、負担金によって活動を事実上強制する制度自体について、疑問があるとの意見が出された。
・　単に特定公益活動の基準を厳格化して負担金の収入増を図るのではなく、制度の目的を明確にした上で見直すべきであるとの慎重意見が出された。
・　理念について検証することにより議論を停滞させるのではなく、まずは相談１回で特定公益活動の基準を充たしたこととするのは不平等であるという感覚を基に、条件の厳格化の手続きを進めるべきであるとの提案があった。
・　公益活動に関しては、委員会もあり、その中で、現在の規定の変更がされていないことから、何らかの事情があるものと思われる。
・　公益活動は人権擁護に限る話ではなく、仮に増額されることとなった場合の負担金の使途についても検討すべきである。

５　各種委員会からの活動報告

（１）選考委員会

中西会員を副会長候補者として推薦することにつき、信任が得られたことを報告した。次回は、２月に委員会を開催することが確認された。

（２）政策委員会（資料４）

第２回企画として、「超高齢社会における弁護士の役割」、「会財政健全化ＰＴ報告書を読む意見交換会」及び「法の支配」を候補テーマとして検討中であり、特に会財政健全化ＰＴ報告書を読む意見交換会」の開催が有力である。１１月から１２月の開催を目指す予定である旨の報告があった。

（３）広報委員会（資料５）

１１月発行のニュースレターの掲載内容を準備中であること、会報１１５号（秋号）は原稿回収を完了し、印刷版は前回と同数を発注すること、ゆるゆるゴルフは１０月１７日に実施すること、電車企画及び春号の内容を検討していることが報告された。

（４）研修委員会（資料６）

「春秋の日」は１０月２７日１７時３０分からパーティースペースＬａｒｇｏ中之島で開催し、木内先生の講演、懇談及び質疑応答を予定している旨の報告があった。あわせて、１２月及び３月を目途とする今後の研修候補について検討状況が報告された。

（５）親睦委員会（資料７）

９月２６日の岡田浦漁協での地引網・海鮮ＢＢＱ、１１月２８日から２９日の鹿児島への新人歓迎旅行、１月２２日の当選祝賀会・新年会、１２月前半予定のワインの夕べ、翌年２月予定のディティクティブＸ、３月２０日から２１日のＢＢＱ・キャンプについて、準備状況及び今後の予定が報告された。

（６）若手会（資料８）

今後は、１０月１日の浦先生による第２回破産企画、１１月１３日の三会派合同サバイバルゲーム・懇親会、１２月５日の競馬企画・忘年会、新年イベント及び会派対抗若手会ゴルフを予定している。その他、阪神戦観戦も可能であれば開催したいと考えている。

６　執行部から春秋総会出席のお願い

９月総会は９月２９日（火）、１２月総会は１２月２１日（月）、３月総会は３月２５日（木）に、いずれも午後６時から大阪弁護士会館で開催予定であり、また、大阪弁護士会の臨時総会への出席をお願いする旨の案内があった。

以上